

**別 表（第4条、第5条、第6条関係）**

(ア)	百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗	銀行又は郵便局	ぱちんこ屋	専修学校等	共同住宅
(イ)	施設面積が500㎡を超えるもの	施設面積が500㎡を超えるもの	施設面積が200㎡を超えるもの	施設面積が500㎡を超えるもの	住戸の戸数が19戸を超えるもの
(ウ)	施設面積120㎡ごとに1台	施設面積150㎡ごとに1台	施設面積90㎡ごとに1台	施設面積20㎡ごとに1台	住戸20戸ごとに1台

**備 考**

- 1 「小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項の小売業を行う店舗をいう。
- 2 「銀行」とは、銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第2項の銀行業を行うものをいう。
- 3 「郵便局」とは、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項の業務を行うものをいう。
- 4 「ぱちんこ屋」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第4条第4項の営業を行うものをいう。
- 5 「専修学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校、学習塾又は予備校その他これらに類するものとして市長が定めるものをいう。